

アセスメントツールの活用における考え方について

1. アセスメントツール

- ・ ここで述べるアセスメントツール（以下、「ツール」という。）とは、発達障がいを早期に発見し、その後の経過を評価するための確認票のことを指し、我が国において、有効性が示唆されているものとしては、次のとおりである。

(1) M-CHAT日本語版

- ・ 2歳前後の幼児に対して、自閉症スペクトラム障害のスクリーニング目的で使用される、保護者記入式の質問紙であり、共同注意、対人的関心、遊びなどの非言語的な社会的行動に関する16項目を主要な構成項目としており、これを使用することによって、専門家個人の経験に左右されず、一定の基準で子どものニーズを把握できる。

(2) PARS

- ・ 自閉性障害、アスペルガー障害、特定不能の広汎性発達障害など、いわゆる自閉症スペクトラムに焦点を当てて作成された評定尺度であり、保護者に対するインタビューを通じて、子どもの幼児期の特徴と現在の特徴を自閉症スペクトラムの行動特徴という観点から把握することができる。
57項目のフルスケール版と、23項目で構成される短縮版がある。
- ・ 使用者は、職種は問わないが、自閉症スペクトラムの基本的知識を有する自閉症スペクトラムに関わる専門家でなければならない。

(3) その他のツール

- ・ CARS日本語版ほか様々なツールがあるが、年齢などに応じてふさわしいものを選定すべきである。

2. 活用方法

- ・ 道が実施した「発達障がい児・者支援に関する調査」（以下、「調査」という。）から、保護者は市町村が行う乳幼児健康診査（以下、「健診」という。）に対して、子どもの障がいの有無よりも、子育ての心配の受け止めなどを求めていることが明らかとなった。
- ・ 健診を担当する保健師は、子育ての心配を受け止めるとともに、子どもの生活の困難さや生きづらさに関する早い「気づき」を持つことにより、生活の困難さなどの解決の糸口を見つけ、じっくりとした対応を作り出すことができる。
- ・ また、調査によると、保健師の多くが、健診で発達障がいの把握ができていると回答しており、これは、保健師のこれまでの経験と知識、現に用いている健診の間診票や、保護者からの聴き取りなどによる「気づき」により、発達障がいをおおむね把握していると考えられ、この早い「気づき」は、保護者の不安や子どものつらさの軽減につながるという重要な意義を有している。
- ・ このため、この「気づき」をより確かなものとし、早い段階から子どもの持つ可能性を認め、子どもと保護者を支援することが求められており、ツールは、その「気づき」をより確かなものとするための手段の一つとして、万能ではないものの、保健師の専門性をバックアップするためのものとして有用である。
- ・ 道では、ツールの活用方法などに関する研修を実施し、健診を担当する保健師の発達障がいに関する専門的な知識を深めるとともに、市町村の福祉及び教育部門の職員を対象とした発達支援

のための研修の実施や、北海道発達障害者支援センターからの市町村子ども発達支援センターへの技術支援など、各市町村における発達障がいのある子どもと家族への支援の充実に努めることとしている。

3. 調査結果（道実施：平成24年7月～9月）等

（1）保健師による把握

- ・ 健診担当部署に、健診での発達障がいの把握状況を質問したところ「おおむねできている」と回答した割合は約91%であった。

（2）子どもを持った保護者が健診に望んでいること

- ・ 健診受診当時に子育てに心配があった方々へ、健診に望んでいることを質問したところ、「子育ての配慮点・アイデアなどの情報を提供してほしい」と回答した割合が、1歳6か月児健康診査で約92%、3歳児健康診査で約96%であった。
- ・ さらに、「子育ての心配などを受け止めてくれることを希望する」と回答した割合が、1歳6か月児及び3歳児健康診査とも、約94%であったのに対し、「障がいの有無を伝えてほしい」と回答した割合は、1歳6か月児健康診査で約58%、3歳児健康診査で約73%と低くなっており、保護者は、障がいの指摘よりも、育ちの困難を抱えた子どもの子育ての方法などの情報提供や、子育ての心配や苦勞の受け止めに望んでいることがわかった。

（3）ツールの活用状況

- ・ 健診におけるツールの活用について「必要だと思う」と回答した市町村は、全体の84%であったが、実際に活用している市町村は、全体の11%である18市町村にとどまっている。
- ・ また、ツールを活用していない市町村が、活用の課題として捉えているものは、ツールの活用方法が不明であることや、発見後の地域の支援体制に関するものであった。

（4）市町村からの意見聴取結果

- ・ 道が、平成25年8月に各市町村担当者に調査を行ったところ、健診の際にM-CHATそのものを活用していたり、問診票にM-CHATの9項目（短縮版）を盛り込んでいる市町村は、146市町村中12市町村であった。
- ・ 一方で、多くの市町村が、問診票に子どもの社会性の発達に関する項目を盛り込んでいることも確認された。

4. 課 題

- ・ 大半の市町村がツール活用の必要性を感じているにもかかわらず、活用が進んでいない。
その理由としては、健診を担当する保健師がツールの活用方法を知らなかったり、地域資源の不足など、障がいを発見した後の支援体制が整っていないこと、さらには、現行の健診の実施方法で障がいの把握ができていないと感じていることもあるものと考えられる。
- ・ 障がいを早期に発見することにより、子どもの特性に合わせた関わりができ、不適応行動の発現を軽減できる反面、保護者にとっては、子どもの障がいが明らかになり不安やショックを受けるとなるので、障がいの伝え方には十分な配慮が必要である。
さらには、ツールの活用は、あくまでもスクリーニングであり、保護者の思いを十分に配慮し、その後の発達支援に結びつけることが重要である。

5. ツール活用に関する基本的事項

- ・ 発達障がいのある子どもは、その特性に応じた関わりをすることで、不適応行動の発現を軽減できるため、子どもの特性を理解し、その子どもと家族の状況に応じた支援が重要である。
- ・ ツールの活用は、子どもの特性を知るための手段の一つとして有用なものであることから、道は、市町村に対し、健診での活用方法や、障がいがあることを保護者に伝える際の配慮事項などについて周知することが大切である。
- ・ なお、道は、ツール活用に向けて健診担当保健師などを対象とした研修会を開催しており、引き続き、各市町村に対して研修会の参加について働きかける必要がある。

(1) ツールの有用性

- ・ 市町村においては、保健師が、健診などで発達に遅れがあると思われる子どもをおおむね把握しているが、発達障がいを共通の基準で客観的に評価するためには、ツールの活用が有用である。
- ・ 障がいの発見については、保護者による早い時期からの「気づき」が大切であって、保護者が感じる子育てのしずらさや育てにくさ、さらには、保育所や学校などでの関係者の関わりにくさ、本人の生活のしずらさなど、その「気づき」への対応を早い段階から行う必要がある。
保護者に「気づき」がある場合、ニーズのある子どもと保護者をできるだけ早期に適切な支援につなげることが重要であり、ツールの活用をきっかけとして支援につなげることが期待できる。
- ・ 保護者に「気づき」がない場合であっても、スクリーニング結果を基に、改めて保護者や子どもの「困り感」を確認することもできるほか、保護者に子どもが困っていることや、成長と共に予想される困難を伝え、保護者の「気づき」を促すための手段の一つとして活用することも可能である。
また、子どもが得意とすることも伝えることができ、保護者に対する対応の幅が広がる。

(2) ツールを活用する際の留意点

- ・ ツールを活用しても、保護者が子どもの社会的行動の定型発達を理解していない場合は、保護者は子どもの発達の遅れに気づくことができなかつたり、ツールの質問項目に対して的確に答えることができない。
このため、保護者に対しては、月齢に応じた子どもの社会的行動の定型発達の道筋が理解できるよう十分な説明が必要である。
- ・ ツールを活用することにより、スクリーニング結果として、子どもの特性を把握することができるが、ツールは確定診断を目的としたものではないことを十分に理解しなくてはならない。
- ・ また、子どもの特性を捉えると同時に、保護者の生い立ちや性格、理解能力や育児能力、疾病の有無や経済状況、家族の状況などを把握することも重要であり、それらを総合して、保護者への必要な支援を行わなければ子どもの支援につながらない。
- ・ ツール活用に伴う保護者への質問などに関しては、健診の問診票に、子どもの社会性の発達について確認できる項目を盛り込んだり、保健師による聴取項目や観察項目に追加するなど、保護者の負担を軽減するための工夫が必要である。
- ・ なお、道では、ツールの活用方法などに関する研修を実施しているが、ツールを活用する場合には、スタッフ同士によるツールに関する事前の学習会などを実施することが望ましい。

(3) 障がいの疑いがあることを伝えるに当たっての配慮事項

- ・ 子どもに障がいの疑いがあることを伝える場合は、何よりもその保護者と家庭の状況を十分に把握し、保護者の心情や気づきの程度に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に行うべきである。
- ・ 保護者によっては、ショックや障がいの否認により、内容を聞き入れない場合があるほか、発達障がいを理解していない場合は、障がいの疑いを伝えても理解が得られない。
保護者自身に発達障がいがある場合や、子どもの発達の遅れが家庭環境による場合などは、特に理解を得にくいものと考えられ、その家庭の状況を理解して対応する必要がある。
- ・ 伝える場面では、保護者に対して、その後何をしていくのか、今後を見通した説明が必要であり、その子どもの状態に応じ、発達を促すために療育があることや、子どもと保護者を支援する環境（地域の資源）についても説明することが必要である。
- ・ 保護者は子育てが思うようにいかないと、自分を責めたり、子どもをかわいいと思えなくなることもあり、親子関係に悪循環が生じることが心配される。
保護者の悩みに、支援者は対等な立場で寄り添い、子育てをねぎらいながら、一緒に子育てを考えることが大切である。

(4) 障がいが発見された場合の支援（留意すべき点）と関係機関との連携

- ・ 発達障がいのある子どもについては、早い段階から療育を提供することにより、その子どもなりの発達が促されることから、療育機関の利用が有効である。
- ・ 市町村は、子どもに障がいが発見された保護者の状況が、助言や情報提供により自ら行動できる状況であるのか、関係機関からの支援があれば改善が望める状況であるのかを見極めるとともに、支援が必要な場合は、保護者の意向を踏まえながら、療育機関などの関係機関も交えるなどして、保護者支援も含めた子どもの支援策を講じていかなければならない。
家族の状況が子どもに大きな影響を与えることから、支援は子どものみならず、保護者、家族に対して途切れなく継続することが重要である。
- ・ 一方で、関係機関が連携を密にして、子どもの全体像を共有することは重要であり、市町村は、子ども発達支援センターのほか、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、児童相談所や相談支援事業所等と連携を図りながら、子どもに障がいが発見された場合の適切な支援に努める必要がある。
- ・ 道では、地域における関係機関のネットワークづくりへの助言を行うために、21の障害保健福祉圏域に地域づくりコーディネーターを配置するとともに、地域の児童発達支援事業所の職員などを対象とした研修会を実施しているほか、北海道発達障害者支援センターや道立施設等が、保育所や市町村子ども発達支援センターなどに出向き、相談機能や療育機能の向上に向けた支援を行っている。
- ・ 市町村においては、これらの道の事業の活用も含め、福祉部門、母子保健部門や教育部門が一体となり、自立支援協議会などで協議しながら、関係機関との連携体制や地域の療育機能の充実に取り組むことが求められている。

ペアレントメンターについて

1. ペアレントメンターとは

- ・ 発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。
- ・ 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害は、上手に他人と関わることができない、学習面でつまづく、不注意や落ち着きのなさという行動面の特性という状態像を持つ。しかし、これらは、極度の恥ずかしがり屋やわがまま、努力不足、あるいはしつけができていないなど、本人や親の責任と誤解されやすい。特に親が日々感じる育てにくさは共感されにくい。
- ・ また、これらの発達障がいは、それぞれが独立して出現する場合もあれば、それぞれ少しずつ重なり合っている場合もある。そのため明確な診断には、経験のある専門医の丁寧な診察の必要性がある。さらに年齢や環境により目立つ症状が変化していくため、診断時期によっては、診断名すらも変化する（異なる診断名となる）ことさえある。
- ・ そのため、発達障がいの特性を持つ子どもを育てている親、あるいは子どもが発達障がいと診断された直後の親も、わがままな子、言うことを聞かない子、自分の育て方に問題があると誤解し、なかなか我が子にある特徴が発達障がいの特性と理解することが難しい。その上で、我が子にどう向きあったらよいか悩み、不安を抱えてしまう。
- ・ こうした誤解や不安を抱える親に対し、「子育てが非常に困難あるいは障がいの存在が分かりづらいという意味で“同じタイプの子ども”を育てている親」として相談することのできる信頼のおける存在が「ペアレントメンター」である。

2. ペアレントメンターの必要性

- ・ 発達障がいのある子どもに対しては、障がいの可能性を早期に発見（把握）し、親の子育てに対する不安感に寄り添い、早期に支援を始めることが望ましいとされている。
- ・ 親子を支援する機関としては、保健所、児童相談所、相談支援事業所、療育機関等の専門機関があるが、これらが有する専門支援機能に対して、ペアレントメンターが有するのは「親による親への支援」であり、いわゆる専門的な支援ではないが、支援者が「同じ障がいタイプの子どもを育てている親」であることで、専門の支援者からでは得られない支援効果があるとされている。
- ・ ペアレントメンターによる相談活動には次のような特徴がある。
 - ① 同じ障がいのある子どもを育てている親として相談者に共感し、寄り添うことができる。
 - ・ 障がいの特徴を見通した子育ての参考になる。
 - ・ 子育ての中でのつらい出来事などに共感できる。
 - ・ 障がいによる困難さを越えた「子育ての楽しさ」を伝えられる。
 - ② 子育ての経験を通じて得てきた発達障がいの知識とそれに関する情報の提供ができる。
 - ③ 障がいのある子どもの子育てに役立つ地域資源に関する情報の提供ができる。
 - ④ 専門機関での相談のきっかけづくりとなるように親として可能な範囲での支援ができる。

3. ペアレントメンターに関する留意点

- ・ その一方で、ペアレントメンターも子育てに悩む一人の親である。支援する、あるいは相談を受けるという行為は、精神的な重圧を伴う。そのため、ペアレントメンターとして活動する上で

は、相応の配慮が求められる。

(1) ペアレントメンターの立場

- ・ ペアレントメンターは、あくまで「発達障がいのある子どもを育てる親」にすぎない。そのため、他の親の相談に当たるには、相談を受ける際の最低限の留意事項などを学び、相談に際しての様々なトラブルを事前に回避するスキルを身につける必要がある。
- ・ 北海道では、平成25年度から、日本発達障害ネットワーク北海道に「家族支援体制整備事業」を委託し、この中で、ペアレントメンターを養成するための研修を実施している。
研修は、ベーシック研修とフォローアップ研修の2段階となっている。しかしこれらの研修を修了次第、すぐにペアレントメンターとしての相談活動が可能となるものではないことに十分に留意しなければならない。
- ・ また、当事者同士が、相談する者とされる者となることは、当事者同士であるが故の共感状態が強くなり、感情的な不安定さを生じたり、微妙な価値観のずれなどによる心理的な葛藤や、過剰な依存関係等による対人トラブルなどが発生する可能性も存在している。
- ・ ペアレントメンターは「福祉、臨床の専門家」ではない。このことに留意した上で、十分な研修を積み重ねる必要があるとともに、活動の場については、当面は、個別相談は行わず、複数のペアレントメンターで相談活動をするなど、慎重に配慮していく必要がある。

(2) ペアレントメンターコーディネーター機能の必要性

- ・ 地域におけるペアレントメンター活動の展開には、ペアレントメンターコーディネーター機能が必要不可欠である。これは、相談を受け付け、相談内容に応じて当該相談者とペアレントメンターとの適切なマッチングを実現するという視点で担当のペアレントメンターを選択し、具体的な相談場面の設定、そして、相談中や事後のフォローを行うという役割を果たすものである。
この機能が存在することによって、ペアレントメンターは安心して「親」としてのメリットを地域の発達障がいのある子どもとその家族の支援に生かしていくことができる。
- ・ ペアレントメンターコーディネーター機能は、リーダーメンター（地域のペアレントメンターを束ねられる先輩メンター）とスーパーバイザー（専門の支援者）がチームとなって実現することが望ましいと考えられるため、地域の体制を整えることも必要である。

(3) 地域におけるペアレントメンターが活動するための仕組みづくりの検討

- ・ 以上のことから、道においては、ペアレントメンターの養成研修を実施しつつ、その状況を踏まえながら、ペアレントメンターが活動するための仕組みづくりを検討していく必要がある。

4. ペアレントメンターの普及啓発

- ・ ペアレントメンターの養成は、平成17年に社団法人自閉症協会が養成事業を実施したことに始まり、道内においては、平成19年に北海道自閉症協会が函館市で養成研修会を開催している。
ペアレントメンターの活動は、全国的にも広がってきているが、道内で初めて養成研修が実施されてから歴史は浅いことから、発達障がいのある子どもを育てる親や、各市町村、専門支援機関等にペアレントメンターの活動に対して、正しい理解が浸透されているとは言い難い。
- ・ ペアレントメンターの普及啓発は重要であるが、まだ歴史が浅いということもあるため、今後、ペアレントメンターに関する正しい認識や活動に対する理解の進展に努める必要がある。

支援ファイルの基本的な考え方について

1. 現 状

(1) 支援ファイル導入市町村の状況

- ・ 道が平成24年7月から9月の間で行った「調査」によると、支援ファイル（以下、「ファイル」という。）を「必要だと思う」と回答した市町村は、140市町村であったのに対し、導入済みであったのは35市町村であり、また、導入を検討していたのは26市町村となっている。
- ・ 市町村の担当部署の大半が、ファイルの導入を必要と考えているものの、市町村におけるファイルの導入は進んでいない現状にある。

(2) ファイルに関する認識

- ・ 調査によると、障がいのある子どもを持つ保護者のうち、ファイルを「必要だと思う」と回答した方は、全体の約88%であったものの、ファイルが導入されている市町村に居住されている方のうち「使っていない」と回答した方は、約56%となっている。
- ・ 使われていない理由としては、「手続きがわからない」「ファイルがなくてもかまわない」との回答が一定程度あり、ファイルの必要性や有用性が十分に周知、認識されていないことが推察される。
特に、3歳未満の子どもがいる保護者については、回答した全ての方が「なくてもかまわない」という認識を持っており、ファイルが導入されていても使われていない状況にある。

(3) 市町村からの意見聴取結果

- ・ 道が、平成25年8月に、各市町村担当者にファイル導入の課題について調査を行ったところ、ファイルに関する保護者への理解が必要なことや、保健福祉担当部署と教育委員会、関係機関の連携が円滑なものとなっていないこと、また、それら関係する部署や機関がファイルの導入目的や活用方法などについて、共通の認識に立っていないことなどが明らかになっている。

2. 課 題

(1) 調査の結果などから、保護者や支援関係者へのファイルの意義の周知、共通認識の醸成が必要である。

- ・ ファイルについては、市町村及び市町村教育委員会が、ファイルの持つ意義や活用方法を理解していなければ導入も進まず、また、導入されても保護者には活用されない。
- ・ このため、まずは、市町村がファイルの意義を理解し、保護者に対して、その必要性や有用性などを周知することが重要である。
- ・ ファイルの持つ意義が発揮され、効果的に活用されるためには、保育所や幼稚園、学校、地域の医療機関や療育機関などの関係機関に対して理解と協力を求め、共通認識に立つことが必要である。

(2) ファイルに盛り込むべき事項については、支援の継続や子育て・子育ての観点などが考えられるが、記載する側の手間や求める内容を考慮すると、オールマイティーなものとする必要性はないと考えられる。

3. 支援ファイルに関する基本的事項

道は、市町村に対して、ファイルに関する基本的な考え方などを示し、障がいのある子どもや、保護者を支援する手立ての一つとして、ファイルの導入を促進するとともに、活用方法を紹介する必要がある。

(1) 基本的な考え方

- ・ ファイルの在り方については、ファイルに求める内容や利用の仕方によって様々である。
既にファイルを作成している市町村や、関係団体が独自に作成し活用しているものもあるため、導入が進んでいない市町村においては、関係者の意見を聴取しながら、どのような視点にたったファイルが必要で活用されるかを検討し、導入を進めるべきである。
その際には、子育て支援や発達支援、教育支援といったつながりに十分配慮すべきである。
- ・ また、導入しているにもかかわらず、ファイルが活用されていない場合は、保護者に対して、その必要性や有用性の更なる周知が必要であるとともに、活用されるための見直しを随時行うことも検討すべきである。
- ・ さらに、市町村は、療育機関など関係機関に対して、ファイルへの支援内容の記載などに関する協力はもとより、関係機関においてファイルが有効に活用されるよう、理解の促進に努める必要がある。
- ・ なお、ファイルについては、次のいずれか（又は組合せ）の視点で作成した場合においても、基本的な事項のほかに、保護者が選択して記録できる事項（オプション）を追加したり、関係機関から渡された書類を差し込むことにより、より一層、活用の幅が広がるものと考えられる。

① 子育ての記録として活用（保護者の子育て支援ファイル）

- ・ 子育てをしている保護者が、子どもの成長に喜びを感じることは大変重要なことである。
- ・ このため、保護者が子育てで困ったことや解決方法、喜びを感じたこと、さらには、子どもとの日々の生活の中で工夫している関わり方や、新しい対応を発見した際に、子育ての積み重ねとして記録する。
- ・ 記録することにより、成長の過程を振り返ったり、新しい対応や工夫を考えるきっかけにつながるものと考えられ、また、子どもが好むことや得意とすることなどを記録することにより、その子どもの才能や持っている可能性に気づくことも期待される。
- ・ さらには、ファイルに記載した情報を関係機関に提示することにより、保護者が支援者に説明する負担が軽減され、その情報に基づいた支援が期待される。

② 子どもが一貫して継続的な支援を受けるためのツールとして活用

- ・ 全ての子どもが発達段階に応じて、より良い支援を受けるためには、保護者と関係機関の間で情報の共有化を円滑に行うことが必要である。
しかしながら、保護者は、子どもの保育所や幼稚園の利用、就学、各種サービスの利用など、ライフステージにおいて関係する機関が変わるごとに、これまで受けてきた支援の内容や子どもの特徴などを初めから説明しなくてはならず、精神的な負担となっている。
- ・ また、説明した内容が十分に伝わらず、支援に反映されない場合があるほか、保育所や幼稚園、学校の担任が変わったり、進学により新たな学校に通うことによって、これまでの支援が途切れたり、支援方法が変更されることが懸念される。
- ・ さらには、保護者の中には、医療機関への受診の際に、子どもの生い立ちなどを十分に説明

できなかつたり、年金などの各種福祉制度を活用する場合においても、申請書類への必要事項の正確な記載に戸惑う場合もある。

このため、子どもの成長過程や家族の状況、子どもが受けた支援の方法や内容、医療機関の受診状況など、子どものライフステージの情報を一冊のファイルに記録し、保護者が関係する機関に提示することにより、支援者に説明する負担が軽減されるほか、正確な子どもの情報が伝達され、その子どもに必要な一貫性のある支援が継続されることが期待できる。

- ・ また、何らかの事情で子どもを預ける場合や家族が入院した場合などに、配慮してほしいことなどを適切に伝達できるなど、緊急時の情報伝達にも利用できるほか、ファイルには、子どもの情報が書き留められていることから、各種制度を利用する際にも活用できる。

③ 親の代わりに子どもを支える方に伝える記録として活用

- ・ 親が病気や加齢により子どもを育てることができなくなったり、子どもを残して親が先立つことは避けることができないことであり、親は、新たな支え手に対して、子どもの特徴や、子どものために伝えなければならない情報を引き継がなければならない。

また、子どもが親から独立して生活することになった場合も同様であり、親からの引継ぎとして、これまでの本人の生活を次の支え手に伝えることが必要である。

- ・ 親なき後などにおいても子どもが地域で安心して暮らすことができるよう、ファイルをそのためのツールとして活用する。
- ・ ファイルには、子どもの健康状況や特性、福祉サービスの利用状況、年金受給や各種手帳の交付状況などのほか、財産面や親の願いなど、支え手に託すための準備として、子どもが生きていくために必要な事項を記録する。

④ 子どもが成長した際に本人が活用できるファイルとして活用

- ・ 子どもが成長して就職したり地域の中で安心して暮らすためには、職場や周囲の方々の理解が必要である。
- ・ このため、職場などで困った時や、自分に対する理解を得たい時に、これまでの生い立ちなどが記された記録があると、相手側への説明を正確に行うことが可能となり、本人への理解が深まることが期待される。
- ・ なお、ファイルは、子どもの成長に伴い保護者から引き継がれるものであるが、子どもが閲覧した際に、不快な思いをすることも懸念されることから、慎重に扱うべきものと考えられる。

(2) 活用方法

① 子育ての記録（保護者の子育て支援ファイル）

- ・ 保護者のための子育ての記録として活用する。
- ・ 子どもの成長や気づき、保護者の関わり方を記したものとして活用する。
- ・ 発達が遅れていることを否定的に捉えるのではなく、子どもの特徴を伸ばすことや、子どもの成長を肯定する記録として活用する。

② 子どもが一貫して継続的な支援を受けるためのツール

- ・ ファイルには、子どもの個性や特徴、幼児期などの重要な情報や成長過程の情報などを盛り込み、関係機関から適切な支援を受けるために活用する。
- ・ 保護者が子どもの状況などを関係機関に伝える際の負担を軽減させるために活用する。
- ・ 保護者と関係機関が子どもの情報を共有化するために活用する。

- ・ 成長の段階に合わせて次の機関に情報を引き継ぐために活用するとともに、継続性のある一貫した支援を受けるために活用する。

③ 親の代わりに子どもを支援する者に伝える記録

- ・ 監護能力の低下など親が子どもの情報を説明できなくなった場合に、親の代わりに子どもを支援する者に情報を伝達するツールとして活用する。
- ・ 子どもを残し親が先立つ不安を少しでも軽減するため、将来、適切な支援を受けられるための記録として活用する。

④ 子どもが成長した際に活用できるファイル

- ・ 子どもにとって、将来につながるためのファイルとして活用する。
- ・ 子どもが成長して就職する際などに、事業主が本人の特性を理解できるように活用する。
- ・ 社会の中で自分らしく暮らすために、自分自身を振り返り認識するために活用するとともに、周囲に理解を求める場合のツールの一つとして活用する。

(3) ファイルの管理

- ・ ファイルは、基本的には保護者又は本人が管理する。
- ・ 記録については、保護者又は本人が行うほか、記録する項目によっては、保育所や幼稚園、学校、療育機関などの関係機関の協力を得ることが必要である。

(4) ファイルに盛り込む内容

- ・ ファイルに盛り込む内容については、作成するファイルの在り方により異なるが、記載箇所が多い場合は保護者の負担となり、使用されないことが懸念されるほか、関係機関においても記載事項が多い場合は負担となる。

このため、活用されやすいものとするために、加除式にして、既にある記録や書類をファイルに差し込んだり添付することが可能となるなどの工夫が必要である。

- ・ また、ファイルは、基本的な事項のほかに、保護者が選択して記録できる事項（オプション）を追加可能なものとするにより活用の幅が広がる。
- ・ ファイルには、乳幼児期、学齢期や成人期など、それぞれのステージにおける情報を盛り込むべきであるが、幼児期の情報は非常に重要であることから、幼児期における発達の課題は、漏らすことなく把握できるものとするのが望ましい。
- ・ ファイルを子どもへの支援を中心に活用する場合は、教育と連携したファイルとすることが望ましいと考えられるが、既に、教育サイドのファイルが作成されている場合は、同様のファイルを複数保有することは保護者にとって負担となることから、既存のファイルを活用しつつ補完できる方法を検討する必要がある。
- ・ なお、ファイルの名称などに「障がい」という言葉を用いることは避けるべきであり、記載内容についても、「障がい」の言葉は最小限にとどめる配慮が必要である。

[具体的に盛り込むべき事項]

○ 基本的な事項

- ・ 母子手帳に盛り込まれる母子の健康、発育、発達の記録
- ・ 子どもの性格、傾向、行動特性（興味・関心等）
- ・ 保護者の心配事

- ・子どもが困っていること、その解決法（対応策）
- ・保育所や幼稚園などの利用状況、適応状況、支援の工夫等
- ・相談機関や療育機関の利用状況、経過、支援の目標、支援の計画、支援の方法（各ステージごと）
- ・障がい名、障がいの程度、障がいの特徴
- ・福祉サービスの利用状況
- ・各学校で策定する個別の教育支援計画

○ オプションとして考えられる事項

- ・エピソード
- ・保育所から小学校、小学校から中学校など、ステージが変わる際の関係機関から関係機関への引継ぎ
- ・就労に関する事項
- ・成人期の記録
- ・各種手当や年金の支給状況、手帳の交付状況
- ・家族、兄弟、親族の状況
- ・成年後見制度や優遇制度の活用状況、財産状況（※子どもが成長した際に活用できるファイル）

4. 配付方法等

- ・希望者や、障がいのある子どもの保護者及び障がいの疑いのある子どもの保護者を対象とすることも考えられるが、ファイルを持っていることで障がいがあると見られることに抵抗がある保護者もいることや、活用の有無が保護者に委ねられることから、基本的には、子どもを持つ全家庭に配付することが望ましい。
- ・また、市町村のホームページに掲載することにより、保護者自らが印刷して利用することができるほか、保護者が使いやすい用紙やサイズに変更できるなど、保護者が利用しやすいものとするための方法を考えることが必要である。

○ 発達障がい児・者支援に関する調査 概要

1. 調査目的

- ・ 「発達障害」は、平成22年に障害者自立支援法の対象となり、平成23年8月には改正障害者基本法において、障がい者の定義に「精神障害（発達障害を含む。）」と明確に規定されるなど、発達障がいを取り巻く環境が大きく変化した。
- ・ 発達障がいのある人とその家族への支援の状況や生活実態を把握し、発達障がい児・者支援施策の推進や支援関係者が共通認識を深めるための基礎資料とするため、実態調査を行った。

2. 調査概要

(1) 調査対象及び項目等

調査対象	調査項目	調査方法	回収率
家族	①年齢・性別等基本情報 ②乳幼児健診について ③子育てに関する相談について ④支援ファイルについて	親の会等の団体、子ども発達支援センターを通じ、調査票を郵送	37.2% [2,891部配付、 1,075部回収]
乳幼児健診担当部署(市町村)	①健診での発達障がいの把握状況等 ②健診でのアセスメントツール導入状況等 ③健診での発達障がい把握のための工夫	市町村(札幌市を除く)の関係部署に調査票を郵送	96.6% [172市町村]
子育て支援・発達支援担当部署(市町村)	①乳幼児健診について ②家族への相談支援について ③支援ファイルについて	同上	97.2% [173市町村]
本人	①年齢・性別等基本情報 ②医療機関の受診について ③診断の状況について ④手帳について ⑤相談支援について ⑥生活の実態と今後の希望について	障害者就業・生活支援センターを通じ、同センターの支援を受けている方に調査票を郵送	46.0% [187人配付、 86人回収]

(2) 調査時期

平成24年7月～9月（調査結果報告・公表 平成25年3月）

(3) 主な調査結果

①家族からの回答

- ・ 「育ちの困難さへの気づき」の時期～「2歳未満」が56%
- ・ 気づいたきっかけ～「日常の様子、きょうだい等との比較」が59%
- ・ 同じような障がいのある子どもを育てた経験のある親への相談機会の希望～「希望する」が96%
- ・ 「子育ての経験を継続して共有するファイル(支援ファイル)」の必要性～「必要だと思う」が88%
- ・ ファイル配布後の利用状況～「利用していない」が56%

②乳幼児健診・市町村の対応について

- ・ 乳幼児健診における保健師による発達障がいの把握～「おおむね把握できている」が91%
- ・ 乳幼児健診における発達障がい把握するためのアセスメントツールの導入状況～「導入している」が11%(18市町村)
- ・ 支援ファイルの必要性～「必要だと思う」が84%(140市町村)
- ・ 支援ファイルの導入状況～「導入済み」が21%(35市町村)

③本人からの回答

- ・ 発達障がいと診断された年齢～「21歳～30歳」が40%
- ・ 障がいに関する手帳所持の状況～「持っていない」が35%
- ・ 障がいに関する手帳を持たない理由～「今はなくても困らない」が41%
- ・ これまでの生活で必要と感じること～「周囲の理解」が64%、「希望や特性に応じた就労支援」が64%、「同じ悩みを持つ仲間が集まる場」が53%

北海道発達支援推進協議会発達障がい専門部会設置要領

(目 的)

第1条 北海道発達支援推進協議会（平成21年6月設置）設置要綱第6の規定に基づき、発達障がい者の支援対策を推進するための方策について検討するため、「発達障がい専門部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、発達障がい者の支援対策を推進するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 発達障がい者支援のあり方に関すること。
- (2) 発達障がい者支援の実態把握に関すること。
- (3) その他部会が必要と判断すること。

(構 成)

第3条 部会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 発達障がい者支援に関わる職員
- (3) 当事者団体、親の会の会員
- (4) 行政職員の職員

2 部会に部会長を置き、部会員の互選によって選出する。

(会 議)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する者がその任にあたる。

(部会員以外の者の出席)

第5条 部会は、必要に応じて部会員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 部会の庶務は、保健福祉部障がい者保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要領は、平成21年6月11日から施行する。

北海道発達支援推進協議会発達障がい専門部会部会員名簿

	所 属 等	氏 名
部会長	こころとそだちのクリニック むすびめ 院長	田 中 康 雄
部会員	北海道教育大学旭川校 教授	安 達 潤
部会員	社会福祉法人慧誠会帯広児童養育センター 所長	藤 原 敦 美
部会員	北海道自閉症協会 会長	上 田 マリ子
部会員	えじそんくらぶ札幌ADHDの会「いーよ」 代表	岩 下 弘 子
部会員	北海道LD親の会連絡協議会 代表	長 田 じゅん子
部会員	一般社団法人北海道手をつなぐ育成会 理事	菊 池 洋 子
部会員	北広島市こども発達支援センター 主任	阿 部 洋 子